

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界エネルギートランジション／脱炭素化促進に係る基礎情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：21a00871

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。
2021年7月以後の公示案件から、電子入札システムによる見積金額の送信を必須とします。

見積額については、プロポーザル等提出期限までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2021年11月17日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界エネルギートランジション／脱炭素化促進に係る基礎情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年2月 ～ 2022年8月

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【中島 ひとみ / Nakashima_Hitomi2@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・ 特定の排除者はありません

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2021年12月3日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けますが、回答につきましては、原則下記（３）のとおり当機構ウェブサイトに掲載します。

（２）提出先・場所

上記４．窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注１）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注２）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注３）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として４営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/indET.php?contract=1>）

第１回回答日 2021年12月2日（11月26日までに頂いた質問への回答）

第２回（最終）回答日 2021年12月9日

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の２営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/indET.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

８．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2021年12月17日 12時

（２）提出方法

① プロポーザル：電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください。

１） プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

２） 本見積書（電子入札システムで送信した見積金額（本見積金額に限る）に対して、消費税の金額を加算した総額の内訳書を含む）と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワ

ードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/indET.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

②見積書

- ア 別見積指示の経費の金額を除いた本見積 金額（千円未満切り捨て。必ず消費税抜きの金額としてください。）は、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- イ 別見積り書（PDF）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。
- ウ 上記アによる競争参加者の本見積額に²消費税10%を加算した本見積税込み価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

（3）電子入札システム導入にかかる留意事項

- ・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト (<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。
- ・電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

（4）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1) 技術評価

² 電子入札システム上での開札時には、競争参加者が電子入札システムに送信した本見積額（全額）に、自動的に消費税10%が加算されます。

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手育成加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

日時：2022年1月12日 11時00分～

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が高点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月20日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないう機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご依頼ください。

1 1. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月

以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13. その他留意事項

（1）配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/indET.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/indET_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界エネルギートランジション／脱炭素化促進に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

2015年12月のパリ協定後、世界的に低・脱炭素社会実現に向けた取り組みが本格化している。第26回気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）（2021年11月に実施）では、気候変動対策を加速化させるため、各国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution：以下、「NDC」という。）の目標値の大幅な見直しや炭素価値取引制度構築に向けた議論が行われた。開発途上国を含む批准国は、温室効果ガス削減に係る共通だが差異のある責任を果たすため、炭素中立（Carbon Neutral：以下、「CN」という。）に向けた最大限の努力をすることが求められている。

発注者は、開発途上国における CN、それに向けたエネルギー移行（Energy Transition：以下、「ET」という。）促進に貢献するための政策制度や開発計画策定等を支援して来ている。例えば、ヨルダンでは、急増する太陽光発電を安定的に電力系統に受容し続けるために、必要となる電力系統設備や運用の計画作り及び需要側管理（Demand Side Management:DSM）の導入促進に係る技術協力や太陽光発電建設のための海外投融資等を、エジプトでは、円借款による太陽光発電設備整備に加えて、エネルギー利用効率改善（省エネ）を促進するための既存政策改善提案や、石油精製部門の効率向上に係る技術協力を実施している。

COP26以降、開発途上国の ET 及び CN に対する支援ニーズは益々増大することが見込まれる。これらニーズに対して、効果的な事業を適時形成、実施して行くためには、国の規模、発展段階、エネルギー需給構造や需要見通し等において様々な特性を持つ支援対象国の現状及び課題を的確に把握し、関係政府機関と密接な関係を築いておくことが求められる。

発注者は SDGs の各目標とも整合する形で「グローバル・アジェンダ」により持続的開発を支援している。本調査はその一環として、重点国における、エネルギーの低・脱炭素化の現状及び見通しを分析し、ET、CN に向けた政策目標を効果的に推進するための戦略作り、協力プログラム・案件形成、協力手法の検討等を行うものである。

第3条 調査の目的と範囲

本調査では、ベトナム、ラオス、ネパール、ウズベキスタンにおいて安定供給、経済性確保を図りつつ、ET～CN 社会経済の実現に向けた課題・論点整理に必要な基礎情報を収集し、最適な協力プログラム等を検討するための提言を行う。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 対象国毎の検討

ET 及び CN に対する支援ニーズが高い国を対象としているが、夫々背景が異なるため、各国の事情を踏まえ検討を行う。各国の調査概要は以下の通り³。

- ① ベトナム：国内のガス需要増大に伴う液化天然ガス（以下、「LNG」という。）の導入拡大と安定供給のための制度・体制整備の必要性検討、CN に向けた ET における論点整理、産業、運輸部門を始めとする省エネや電氣化ニーズの確認及び情報提供、開発シナリオ案、協力プログラム案の提案を行う。2022 年度要望調査に於いて LNG からの ET 或いは省エネ技術の協力要請を取り付けるための各種協議資料作成、関係機関との協議、調整を支援する。上記は、2020 年度に実施した「電力セクターに係る情報収集・確認調査」での提案内容、及びその結果を踏まえて電力公社（EVN）が要請準備を進めている系統計画・運用等に関する技術協力事業との整合や連携に留意する。また、LNG 関連については、2021 年度に実施した「全世界アジア諸国のエネルギー安定供給に関する情報収集・確認調査（QCBS）」において、エネルギー安定供給上の課題分析を行い、将来的な CN に向けた ET における LNG の重要性につきベトナム政府と協議し認識を共有していることを踏まえて、具体的な協力事業の詳細検討、協議を行う。省エネについては、JICA ベトナム事務所主管の「ベトナム電力分野に係る調査（2021 年 12 月開始予定）」と連携する。
- ② ラオス：豊富な水力を活用した国内電氣需要・産業創出と社会経済の電氣化促進、電力輸出や需要創出等による余剰電力の用途確保、ET から CN（以下、「ET～CN」という。）の実現、財政再建が課題となっている。2021 年度要望調査にて CN／電氣化マスタープラン（MP）要請が提出されているが、ラオス政府は早急に政策や制度提案等に係る協力開始を求めている。本調査では、ET、CN、電氣化に係る潜在力・課題・論点整理等を行うとともに、関係省庁に対し必要となる政策・制度概要や開発シナリオ案の提案をすることで、ラオス政府の ET、CN に係る理解深化や MP 実施体制構築を促進し、日本政府による MP への協力採択後円滑に実施に繋げることを目指す。現在実施中の「電力政策アドバイザー」、「グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト」及び「電力公社経営マネジメント改善プロジェクト」とも連携する。

なお、他ドナーの動向としては、アメリカ合衆国国際開発庁（以下、「USAID」という。）とは、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）／日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）において、電力セクター開発、再生可能エネルギー導入、電力広域取引等に係るワークショップ

³ 提案者は、(1) ①～④を踏まえつつ、既存情報を元に想定されうる各国のエネルギー・環境の現状並びに ET、CN 関する論点、開発シナリオ検討に当たっての仮説、調査方法論／分析フレーム、アウトプットのイメージ等を可能な限り具体的にプロポーザルにて提案する。

を連携して実施している。また、ラオスでは、ニュージーランドが“Institute of Renewable Energy Promotion (IREP)”にて再生可能エネルギーに関する技術支援、また、GGGI (The Global Green Growth Institute、韓国の国際研究機関) がラオスにおける電気自動車(以下、「EV」という。)普及のための調査を行い、政策・技術基準・資金調達に係る提言を行っている⁴。

- ③ ネパール: ラオスと同じく国内の豊富な包蔵水力を活用したクリーンエネルギーによる社会経済の電氣化、省エネ等を通じたET~CNの潜在力、論点整理及びニーズ確認を行うとともに、開発シナリオ案、協力プログラム案の提案を行う。現在実施中の電力セクター全体の開発計画を策定する「統合的電力システム開発計画プロジェクト」、水力発電計画に係る技術指導、助言を行う「水力発電計画アドバイザー」、バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール四か国における電力融通を検討している「南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール(BBIN)各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査(QCBS)」とも連携する。それらの提案内容を十分に踏まえてネパール国内のET~CNの開発シナリオ案及び協力プログラム案を提案する。
- ④ ウズベキスタン: 国内で産出されるガスを活用した火力発電主体の電源構成から再エネ並びに水素エネルギー等クリーンなエネルギーへの拡大、ET~CNの実現に向けた潜在力、論点整理及びニーズ確認を行うとともに、開発シナリオ案、協力プログラム案の提案を行う。現在実施中の「省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査(QCBS)」や「電力セクター改革推進アドバイザー」、「省エネルギー推進アドバイザー」(2021年12月以降派遣予定)による現状分析結果を活用するとともに、提案内容の整合、連携を図る。円借款事業では「ナボイ火力発電所近代化事業(フェーズ2)」や「電力セクター能力強化事業(フェーズ2)」等も実施している。また、ウズベキスタンで実施中の「日本青年技術革新センター研究能力強化プロジェクト」では、九州大学と協力し、水素分野の共同研究を進める方向で調整を始めている。本調査での現状分析や開発シナリオ案等主要なアウトプットを、同プロジェクトでの水素関連研究協力の議論にも適時インプットするとともに、協力プログラム案の検討の際にも整合を図るよう留意する。

(2) 調査方法

各国の調査にあたり、現状、課題分析やエネルギー需給見通しやセクター開発計画等については既存関連調査結果を有効活用する。また、日本政府の気候変動及び海外インフラ輸出等政策や日系企業のエネルギー・環境技術やビジネス動向にも十分留意し、連携、相乗効果を確保する。日本政府の政策については、特に、インフラ海外輸出戦略のうちのエネルギー環境分野の提言、パリ協定長期成長戦略、(東南アジアのみ)ASEANに対するエネルギー移行期に係る支援(ASEAN Energy Transition Initiative (AETI))等の提言や活動

⁴ 参考資料については、「6. 配付資料／公開資料」等参照。

との連携を図る。現地調査は各国1回ずつ実施し、相手国政府機関やドナー等へのヒアリング調査を行う⁵。

(3) 開発シナリオ案

ET～CN への各国の開発シナリオ案については、検討する視点（例：環境・安定供給・経済性・安全性に係る政策枠組み（3E+S）、COPでの議論（NDC、パリ協定第5条（吸収／貯蔵）、第6条（市場／非市場炭素取引）及び関連するイシュー（トランジションファイナンス、開発途上国に対する支援等））、国内・国際エネルギー需給連鎖、各国競争優位性、国家財政や産業振興等）、前提条件を明らかにして提示する⁶。複数の開発シナリオ案が想定される場合はシナリオ毎の特性等も提示する。また、開発シナリオ案それぞれについて、環境、経済・産業、社会的なインパクトを簡易に分析し提示する。

(4) 協力プログラム案と他機関との連携

協力プログラム案は、発注者や日本の産学官のこれまでの協力資産を最大限活用しつつ、外務省の国別方針、発注者の国別支援方針（JCAP）等との整合に留意する。開発シナリオ案を効果的に進めるために必要となる協力事業の成果／効果（アウトプット）、実社会でのインパクト（アウトカム）を因果関係により整理する⁷。形式はJICAの「事業マネジメントハンドブック」にあるプログラムマネジメントの枠組みを想定する⁸。なお、協力プログラム案は、JICAスキームによるインプットに加え、経済産業省や環境省及びこれらの関連法人（NEDO、JEC等）等他機関の委託事業等のリソースを活用したコンポーネントも積極的に考慮に入れる。発注者と調整の上、これら他機関への働き掛けを行い、従来個々に実施されているこれら事業を一体的に形成、実施することで相乗効果の増大を目指す。

(5) コロナ感染症対策による影響

本調査は、各国における現地調査（2週間・1回／各国）を実施する前提で業務計画を策定する。但し、渡航が困難となる可能性もあることから、遠隔或いは遠隔と再委託⁹等による現地業務とを最適に組み合わせた形での事業継続計画（BCP）も想定する¹⁰。

5 現地調査、開発シナリオ検討にあたり、関連するセクターの現地情報等を収集、分析するために必要となる業務については、必要に応じて、ローカルリソースを活用した現地再委託を認める。

6 現時点での各国の開発プログラム案については、プロポーザルにて提案する。複数想定される場合は、それも併せてプロポーザルにて提案する。

7 プロポーザルにて提案を求める各国の開発シナリオ案の仮説と併せて、協力プログラム案についても骨子をプロポーザルにて提案する。

8 それ以外の適当な枠組みがあればプロポーザルにて提案する。

9 必要に応じて、ローカルリソースを活用した情報収集について現地再委託を認める。

10 通常の業務計画と併せて、渡航困難となる場合におけるBCPをプロポーザルにて提案する。

第5条 調査の内容

(1) ベトナム

(ア) 既存事業・調査のレビュー

- ・過去の省エネの技術協力、円借款の事業評価をレビューし、課題、教訓を抽出する。
- ・前述の二つの基礎情報収集・確認調査の報告書及び先方との協議結果等を把握し、フォロー事項を整理する。

(イ) ET～CNに係る政策枠組み・制度のレビュー

- ・ET～CNの政策・制度に係る情報を収集し、CNに向けたETの潜在的可能性を確認のうえ、論点を整理する。

(ウ) ET～CNに係る他ドナーの動向調査

- ・ET～CNに係る他ドナーによる関連プロジェクトの動向や支援の動向を調査する。

(エ) LNG関連協力可能性検討

- ・国内の需要増大に伴うLNGの導入拡大と、安定供給のための制度・体制整備の必要性について検討する。

(オ) 省エネに係る優先課題分析（上記（ア）を踏まえより詳細に）

- ・2021年12月開始予定の「ベトナム電力分野に係る調査」の進捗を踏まえ、フォロー事項を整理する。
- ・ベトナムにおける省エネ施策をレビューし、課題を整理する。
- ・民生、産業、運輸交通各部門の省エネニーズを調査する。
- ・ベトナムが取り組むべき省エネ政策を整理のうえ、優先課題を分析する（省エネルギー優先施策の特定、火力発電所の効率化方策の特定等）。
- ・各部門の代表的省エネ施策の経済インパクトを分析する（民生：ゼロエミッションビル化、産業：ボイラーのヒートポンプ化、運輸交通：自動二輪車・四輪自動車の電動化）。

(カ) ET～CNへの開発シナリオ案検討

上記検討に基づき、ET～CNへの開発シナリオ案を複数提案する。

(キ) 協力プログラム案の提言

- ・上記（ア）～（カ）の調査結果を踏まえ、発注者による協力のあり方について提言する。その際、発注者の事業スキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、海外投融資等）を勘案し、どのような協力形態が適切か検討する。
- ・2022年度要望調査に省エネ分野の技術協力が要請されるよう発注者及びベトナム政府と協力計画案につき協議し、要請に必要な資料の作成を支援する。

(2) ラオス

(ア) 既存事業・調査のレビュー

- ・以下の技術協力の進捗や提言を把握し、フォロー事項を整理する。（報告書は下記「6. 配付資料／公開資料等」参照）
 - ① エネルギーセクター情報収集・確認調査（2012年8月）
 - ② 低公害型公共交通システム導入に向けた情報収集・確認調査（2012年10月）
 - ③ パイロットプログラム(LPP)（持続可能な都市づくり促進のための低公害型交通システム制度支援）（2014年2月）

④ 電力システムマスタープラン策定プロジェクト（2020年2月）

- (イ) ET～CN（特に電氣化促進）に係る政策・制度のレビュー
 - ・ ET～CN の政策・制度に係る情報を収集、課題を整理し、政策・制度的な促進策について検討する。
 - ・ 電氣化促進については、ラオス政府による「EV 優遇の承認に関する政府合意（No. 08/GOV）」（2021年10月4日付）により、EV 導入が加速化している。その政策・制度をレビューするとともに、各管轄省庁が進めているガイドラインや規則の整備状況を確認する。
 - (ウ) ET～CN（特に電氣化促進）に係る他ドナーの動向調査
 - ・ USAID やニュージーランド、GGGI 等の動向を調査する。
 - (エ) 国内・地域のゼロエミッションエネルギーポテンシャル及び活用方法の検討
 - ・ 国内余剰電力の活用のための施策を検討する（電力或いは水素その他のエネルギーでの国内需要創出策（国内の社会経済電氣化）、海外輸出）。
 - ・ 民生、産業、運輸交通部門における電氣化、省エネ策を検討する。
 - ・ 炭素取引や他国からの二酸化炭素回収・貯留（CCS）受入等の炭素ビジネス活用可能性を検討する。
 - (オ) ET～CN への開発シナリオ案の検討
 - ・ 特に電氣化促進、国家財政、国内産業・雇用に留意して、ET～CN に係る論点を整理し、ET～CN への開発シナリオ案を検討する。
 - (カ) 脱炭素社会に向けた統合的電力マスタープラン策定プロジェクト実施に向けた準備
 - ・ 今年度要望調査にて要請された脱炭素 MP の実施を円滑に進めるため、上記調査過程で関係する政府機関との意見交換、調査アウトプットの説明等を行い、MP 事業実施体制を検討する。
- (3) ネパール
- (ア) ET～CN（特に電氣化促進、省エネ）に係る政策・制度のレビュー
 - ・ 国内の豊富な包蔵水力を活用したクリーンエネルギーによる社会経済の電氣化、省エネ等に係る政策・制度のレビューを行う。
 - (イ) ET～CN（特に電氣化促進、省エネ）に係る他ドナーの動向調査
 - ・ ET～CN に係る他ドナーの関連プロジェクトの動向や支援の動向を調査する。
 - (ウ) 国内のエネルギーポテンシャルの検討
 - ・ 豊富な包蔵水力を活用した国内の CN 実現のためのロードマップを検討する。
 - (エ) ET～CN（特に電氣化促進、省エネ）に係る開発シナリオ案の作成
 - ・ ET～CN（特に電氣化促進、省エネ）に係る論点を整理し、(ア)でレビューした政策・制度を踏まえ、開発シナリオ案を作成する。
 - (オ) 協力プログラム案の提言
 - ・ 上記(ア)～(エ)の調査結果を踏まえ、発注者による協力のあり方について提言する。その際、発注者の事業スキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、海外投融資等）を勘案し、どのような協力形態が適切か検討する。

(4) ウズベキスタン

- (ア) ET～CN（特に発電その他部門における水素活用）に係る政策・制度のレビュー
 - ・ 一次エネルギー供給のほぼすべてを化石燃料に依存した構造となっていることから、国内ガスを活用した火力発電主体の電源構成から再エネ並びに水素エネルギー等クリーンなエネルギーへの拡大、ET～CNに係る政策・制度をレビューする。
- (イ) ET～CNに係る他ドナーの動向調査
 - ・ ET～CNに係る他ドナーのプロジェクトの動向や支援の動向を調査する。
 - ・ 特に水素については、「ウズベキスタン・日本青年技術革新センター(UJICY)」を拠点として、ウズベキスタン側と水素開発に向けた協力について検討を行っていることから、関係者にヒアリングを行い、情報収集する。
- (ウ) ET～CNに係る論点整理、開発シナリオ案
 - ・ ET～CNの実現に向けた潜在的可能性を確認のうえ、論点を整理し、開発シナリオ案を作成する。
- (エ) 協力プログラム案の提言
 - ・ 上記（ア）～（ウ）の調査結果を踏まえ、発注者による協力のあり方について提言する。その際、発注者の事業スキーム（技術協力、無償資金協力、円借款、海外投融資、SATREPS）を勘案し、どのような協力形態が適切か検討する。

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、最終的な提出物はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得る。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備する。

(1) 調査報告書

(ア) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2022年3月上旬頃

部数：和文、英文（電子ファイル）

(イ) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2022年6月中旬頃

部数：和文、英文（電子ファイル）

(ウ) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2022年8月1日

部数：和文5部、英文5部、CD-R 5部

(2) その他の報告書類

(ア) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文9部（簡易製本）

(イ) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

(ウ) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

(ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

(イ) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。

(ウ) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出する。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 ET～CNに係る現状

- 1.1 各国のET～CNに係る政策枠組み・制度
- 1.2 類似調査レビュー（他ドナーの動向含む）

第2章 調査対象国における課題分析

- 2.1 ベトナム
 - 2.1.1 LNG関連に係る課題分析
 - 2.1.2 省エネに係る優先課題分析
 - 2.1.3 ET～CNに係る課題分析
- 2.2 ラオス
 - 2.2.1 ET～CN（特に電氣化促進）に係る課題分析
 - 2.2.2 国内・地域のゼロエミッションエネルギーポテンシャル及び活用方法
- 2.3 ネパール
 - 2.3.1 ET～CN（特に電氣化促進、省エネ）に係る課題分析
 - 2.3.2 国内・地域のエネルギーポテンシャル
- 2.4 ウズベキスタン
 - 2.4.1 ET～CN（特に発電その他部門における水素活用）に係る課題分析

第3章 ET～CNへの開発シナリオ案（※以下の項目について各国毎に記載）

- 3.1 各国毎のビジョン、開発シナリオ案の提案

第4章 協力プログラム案の提言（※以下の項目について各国毎に記載）

- 4.1 事業の実施に係る制度、ファイナンス組成に係る提言
- 4.2 優先プロジェクトの提言

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：エネルギー開発計画またはETまたは脱炭素化に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／ET～CN 戦略
- 気候変動枠組み／炭素取引／経済評価
- 再生可能エネルギー／電気化／水素

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／ET～CN 戦略）】

- a) 類似業務経験の分野：エネルギー開発計画またはET～CN 戦略に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：対象国（ベトナム、ラオス、ネパール、ウズベキスタン）または全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：気候変動枠組み／炭素取引／経済評価】

- a) 類似業務経験の分野：気候変動枠組みまたは炭素取引または経済評価に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：対象国（ベトナム、ラオス、ネパール、ウズベキスタン）または全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：再生可能エネルギー／電気化／水素】

- a) 類似業務経験の分野：再生可能エネルギーまたは電化・電力小売りサービスまたは水素活用に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年2月～2022年8月（約7ヶ月間）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.50人月（現地：10.00人月、国内：8.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／ET～CN 戦略（2号）
- ② 政策・制度
- ③ 気候変動枠組み／炭素取引／経済評価（3号）
- ④ 省エネ
- ⑤ 再生可能エネルギー／電気化／水素（3号）

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ ET～CNに関連する対象国の政策・制度等現状、ドナー動向等に係る調査

(4) 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じ JICA 事務所の支援を受けることが可能である。

カウンターパート・通訳の配置、執務スペースの提供、備品及びwi-fi などについての提供はない。

(5) 安全管理

現地調査は、JICA の安全管理措置に従って調査を行うこととする。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま**見積書**に含めて計上してください。

ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記（2）の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

また、定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額（消費税抜き）	区分	費用項目		
1	政策・制度の情報収集及び他ドナーの動向調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案」第5条 調査の内容	4,000,000 円 （消費税抜き）	定額	直接経費	再委託	

- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。

・特になし。

- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。税抜き金額は千円未満切り捨てとし、消費税率は10%です。**ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）**

- (6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【ベトナム】

標準渡航経路

東京⇒ハノイ（日本航空）

【ラオス】

標準渡航経路

東京⇒バンコク⇒ビエンチャン（タイ航空）

コロナ禍の経路

東京⇒インチョン⇒ビエンチャン（ラオス航空）

【ネパール】

標準渡航経路

東京⇒バンコク⇒カトマンズ（タイ航空）

東京⇒クアラルンプール⇒カトマンズ（マレーシア航空）

【ウズベキスタン】

標準渡航経路

東京⇒タシケント（ウズベキスタン航空）

東京⇒ソウル⇒タシケント（大韓航空）

(7) その他留意事項

- ・特になし

6. 配付資料／公開資料等

(1) 配付資料

- 特になし

(2) 公開資料

- ベトナム国電力セクターに係る情報収集・確認調査 報告書（2021年2月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341632.pdf>
- ラオス国 エネルギーセクター情報収集・確認調査ファイナルレポート(要約)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12087896.pdf>
- ラオス国低公害型公共交通システム導入に向けた情報収集・確認調査 最終報告書（2012年10月）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12086070_01.pdf
- ラオスパイロットプログラム(LPP) (持続可能な都市づくり促進のための低公害型交通システム制度支援) 最終報告書（2014年2月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12182960.pdf>
- ラオス人民民主共和国 三輪電気自動車を活用した低公害型公共交通システムの普及・実証事業 業務完了報告書（2016年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029294.html>
- ラオス国 電力システムマスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート（2014年2月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042608.html>
- ラオス国 グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1904791_1_s.pdf
- ネパール統合的電力システム開発計画プロジェクト 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1903711_1_s.pdf

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／ET～CN 戦略</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(ー)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(ー)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>気候変動枠組み／炭素取引／経済評価</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>再生可能エネルギー／電気化／水素</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

- （２）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （１）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
（２）第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/indET_since_201404.html)

にある「契約約款」に示すとおりとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/indET_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示すとおりとします。